

令和8年9月1日
No.182
発行
一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西
青色だより
〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

一般社団法人練馬西青色申告会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、練馬西税務署長を拝命しました海藤宏文でございます。

梶野会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、長年にわたる地域社会に密着した幅広い事業活動を通じて、申告納税制度の根幹をなす青色申告制度の普及や記帳水準の向上、確定申告時期における青色コーナーへの従事、決算指導等の各種指導事業に取り組みられるとともに、租税教育の一環として小学



着任のご挨拶

練馬西税務署長

海藤 宏文

生を対象とした「税の書道展」を継続して実施していただくなど、多岐にわたのご協力をいただいております。

さて、国税当局におきましては、納税者利便性の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政の更なるDX推進に取り組んでおり、本年9月には基幹システムの更改、申告書様式の見直しや事務手続きの刷新など、実務面において大きな変化が予定されております。

これまでもお願いしてまいりました「e-Tax・キャッシュレス納付の普及・促進」を更に進めていくためには、練馬西青色申告会の皆様方との連携・協調は欠かせないものと考えております。

また、令和8年度税制改正により令和9年分以後の所得税について適用される青色申告特別控除の見直しがあり、複式簿記で一定の要件を満たす電子帳簿等を保存し申告される場合には、最高75万円を控除することが可能となります。この改正を受け、より一層記帳慣行の定着を図り、併せて会計ソフトを使用した「事業者のデジタル化」を図っていくことが、極めて重要であると考えており、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人練馬西青色申告会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに「ご事業のご繁栄を心から祈念しまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

◆税務署 人事異動

転出	職 名	御 氏 名	転 出 先
	署 長	川 村 貴 史	神 田 (徴 収 ・ 指 導 官)
	個人課税第2部門統括官	馬 上 貞 子	江 東 西 (個 人 2 統 括)
	個人課税第1部門総括上席	小 林 慎 吾	東 村 山 (記 帳 推 進 官)
転入・留任	職 名	御 氏 名	前 任 地
	署 長	海 藤 宏 文	新 庄 (署 長)
	副 署 長	河 井 正 明	留 任
	総 務 課 長	酒 井 武	留 任
	個人課税第1部門統括官	藤 田 光 邦	留 任
	個人課税第2部門統括官	佐 藤 紀 芳	査 ・ 査 察 3 1 (主 査)
	個人課税第3部門統括官	濱 田 徳 和	留 任
	個人課税第1部門総括上席	花 里 大 輔	東 村 山 (上 席)
	個人課税第1部門指導上席	大 森 幸 江	留 任

年末調整の個別相談会は 令和9年1月12日までに お願いいたします。 ※要予約※

◇ 期 間 ◇

令和8年12月1日～令和9年1月12日
(土曜・日曜祝日を除く)

※令和8年12月29日～令和9年1月4日までは休業となります。

◇ 必要な書類 ◇

- ・ 源泉徴収簿(1月～6月分を記入したもの)
- ・ 税務署から送られた納付書(e-Taxの方には送られません)
- ・ 事業主の方のマイナンバーカード

【控除証明書】

- ・ 国民年金保険料 ・ 生命保険料 ・ 地震保険料

【1月～12月までの支払金額】

- ・ 健康(後期高齢)保険料 ・ 介護保険料

※決算書作成予約日と同時の年末調整手続きは、1人1時間の枠を超えてしまいますのでご遠慮ください。

※納付書等の税務署提出書類は、青色申告会でのお預かりができません。業務センター(大手町分室)へ郵送をお願いいたします。
e-Taxでの手続きをおすすめいたします。

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円

※返済期間：運転資金 10年以内
設備資金 10年以内

2027年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：2.9% (2026年9月1日現在)

※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)

※他に練馬区の利子補給40%(最大3ヶ年)

※利用できる方：従業員20名以下

(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)

※1年以上事業を行っている方

※飲食業の設備資金も利用可能

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第2金曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日
4月～12月 毎月第2火曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589

新規入会 キャンペーン

お知り合いで個人事業主の方が
いらしたらご紹介ください。

◎事業経営・フリーランス・不動産貸付等
の方で、記帳の仕方がわからない方

◎消費税のインボイス制度の登録申請の
仕方がわからない方

紹介特典

- ①入会者には入会金無料
- ②紹介者には記念品5,000円

進呈

詳しくは
事務局までどうぞ

＼ 入ってよかった! ／



中退共の退職金制度

事業主
の声

従業員の
勤労意欲も向上し、
人材の定着に
つながっています

退職後の
保証があるので
安心して働けます

従業員
の声

掛金が
全額非課税なので、
節税にも
つながりました



パートの私も
加入させてもらい、
さらにやる気が
出てきました

1959年の設立以来120万社以上が利用

安心と信頼の退職金制度です!

- 国が掛金の一部を助成
- 外部積立型だから管理が簡単
- 掛金は全額非課税
- パートタイマー用の掛金もご用意

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL.03-6907-1234

令和9年分から 青色申告特別控除が変わります

正しく備えて、**最高 75 万円**の控除を受けましょう！

控除額	記帳方法	貸借対照表等	期限内申告	e-Tax	優良な電子帳簿等
75 万円	複式簿記	○	○	○	○ ※
65 万円	複式簿記	○	○	○	—
10 万円 前々年の売上 1,000 万円以下	簡易簿記	—	—	—	—
0 万円 前々年の売上 1,000 万円超	簡易簿記	—	—	—	—

※75 万円は、65 万円の要件に加えて「優良な電子帳簿の保存」または「デジタルシームレス保存」などの追加要件を満たした場合です。

① 最大 75 万円の控除を目指せます

複式簿記・貸借対照表等・期限内申告・e-Tax などの要件に加え、優良な電子帳簿の保存またはデジタルシームレス保存の要件を満たすと、最大 75 万円の控除を受けられます。

② e-Tax をしないと、最高 10 万円に

令和9年分からは、複式簿記で記帳していても e-Tax による申告などの要件を満たさない場合、65 万円控除は受けられません。55 万円の青色申告特別控除はなくなります。

③ 前々年の収入 1,000 万円超は要注意

簡易簿記による 10 万円控除について、前々年分の事業所得または不動産所得に係る収入金額が 1,000 万円を超える場合は、原則として 10 万円控除の対象外となります。不動産所得に関しては、収入金額が 1,000 万円超である場合、事業的規模（5 棟 10 室以上）の方のみ控除対象外になり、事業的規模に満たない方は、改正前と同様に、最大 10 万円の控除が受けられます。

優良な電子帳簿とは？

- 訂正・削除・追加等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、取引の日付・金額・相手方を検索できることなど、一定の要件を満たす電子帳簿です。

優良な電子帳簿の保存のポイント

- ブルーリターン A・ジョブカン青色申告・やよいの青色申告は電子帳簿保存に対応しています。ジョブカン青色申告・やよいの青色申告を利用されている方は、「優良な電子帳簿を行う」に設定する必要があります。年の途中では設定を変更できないのでご注意ください。ブルーリターン A は特に設定は必要ありません。

- 適用を受ける年の確定申告期限までに届出書の提出が必要です。（令和9年分より適用を受ける場合は令和10年3月15日まで）

ご相談は12月18日までにお願ひします(予約制)

— 下記は、特に決算前にご相談いただきたい方です —

会計ソフトの入力方法について相談したい方

決算指導日には入力方法の説明はできません。入力に関するご相談は年内にお願いします。



減価償却資産が増えた方

令和8年中に以下のような資産を取得された方。

- 事業用自動車の購入
- 事業用建物やアパートの建築など

※取得価額や取得年月日がわかる明細書をご用意ください



医療費控除を受ける方

医療費控除には「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付する必要があります。

- 医療費はあらかじめ「人ごと」「病院ごと」に集計してください

- 医療費通知のみで申告する場合は、仕分けは不要です

- 入院時などで保険金や高額療養費の給付を受けた場合は、補てんされる金額を差し引いて計算してください



決算申告書作成申込書の発送は10月初旬の予定ですが、10月中に到着しない、または紛失の可能性がございましたら、必ず12月25日(金)までにご連絡ください。ご予約は、お電話・FAX・直接来局で受付しております。

↓ 決算申告書作成申込書のお知らせイメージ(透明の封筒で郵送いたします)

大泉局

料金別納郵便

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3

電話 03(5387)6211 (代表) FAX 03(5387)6222

様

来年度から変更になります

次回、令和9年分の確定申告より青色申告特別控除額・適用要件が変更されます。同封の参考資料をご一読いただき、ご不明な点やご質問などございましたら年内中にご相談ください。

一般社団法人 練馬西青色申告会

令和8年分 決算申告書作成申込書

氏名		職業	
住所	〒 (日中連絡が取れる) TEL — — [自宅・店・携帯]		
※予約期間：令和9年1月19日(火)～3月13日(土)まで (申込締切 令和8年12/18)			
【土・日・祝日は休業、2月と3/6、3/13の土曜は予約可能です】			
	希望日・曜日	ご希望がありましたらご記入ください	
第1希望	月 日 ()		
第2希望	月 日 ()		
第3希望	月 日 ()		
曜日希望	() 曜日ならいつでも可		
期間希望	月 日 ~ 月 日	ならいつでも可	
いつでも可	いつでも可		
《下記にご記入の上、令和8年12/18(金)までに郵送・FAXをお願いします》			
①前年の決算指導時間 () 分 ※待ち時間は含みません ※			
②会計ソフトで記帳 (BRA・弥生・ジョブカン・その他)			
※土地・建物売却等、新規住宅ローン控除、年末調整(令和9年1/12締切)等のご相談は決算と同時に受け付けられませんので、年内中にご連絡をお願いします。			
備考			

事務局からのお知らせ

令和8年10月13日(火)は役員研修会の為、12時で事務所を閉めさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。